

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q2 抽象的な取締役会決議事項「重要な財産の処分及び譲受け」の付議基準

Q 会社法の条文上は抽象的で具体的な内容が定められていない「重要な財産の処分及び譲受け」という取締役会決議事項については、付議基準はどのように定めることが望ましいでしょうか。

A

判断の明確化や意思決定の迅速化等の観点から、一定の量的な基準を定めることが望ましいといえます。

一方で、量的な基準のみではなく、決議対象となる事項の性質による質的な基準を定めることも望ましいといえます。

また、あらゆる基準を網羅的に定めることは現実的には難しいことから、客観的に「その他重要な業務執行に関する事項」と定めたり、バスケット条項該当性の判断プロセスを取締役会付議基準に定め、「代表取締役社長が付議を提案し、取締役会が認めた事項」というバスケット条項も基準として定めることが望ましいといえます。

解説

1 問題の所在

「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない」（会社法 362 条 4 項柱書）とされています。そして、会社法 362 条 4 項各号において、

- ① 「重要な財産の処分及び譲受け」（1 号）
- ② 「多額の借財」（2 号）
- ③ 「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」（3 号）
- ④ 「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」（4 号）

とされており、「重要な」という抽象的な文言を用いて、取締役会決議事項を定めているものがあります。そのため、具体的な判断基準が不明確であり、どのような取締役会付議基準を定めればよいかが問題となります。

なお、指名委員会等設置会社においては、会社法 362 条の適用はありません（会社法 416 条 1 項柱書）。また、監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができます（会社法 399 条の 13 第 5 項本文）。

2 「重要な財産の処分及び譲受け」

上記 1 のとおり、「重要な」といった基準は、会社法 362 条 4 項柱書のほかに、同項各号においても使用されています。本稿では、実務でも登場場面が多いと思われることから、「重要な財産の処分及び譲受け」（同項 1 号）に絞って検討していきます。

(1) 基準設定の一般論

「重要」であるかの判断においては、量的な要素のほかに質的な要素も考慮するものとされています。質的な点においては、日常業務に属するものと例外的な業務に属するものとは、判断を慎重に行うという観点からもおのずと重要性に差が出てきます。

そのため、重要性の判断基準を定める場合も、量的な基準のみならず、当該行為の内容を勘案した質的な基準を定めることも必要となってきます。

このような考え方は、「重要な財産の処分に該当するかどうかは、当該財産の価格、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様および会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべき」（最一判平成 6・1・20 民集 48 巻 1 号 1 頁）という判例の考え方にも沿うものだと考えます。

ア 量的な基準

それでは、まず量的な基準としてどのような基準を設定すべきかを検討します。

この点について、上記(1)最一判平成 6・1・20 およびその他の裁判例等においては、おおむね総資産の 1 %を超える場合に、「重要」と判断している見解があります。そのため、量的な基準を設定する際には、まずは総資産の 1 %がいくらかを確認することが考えられます。また、会社法においては、連結ではなく、単体での検討が原則であることから、この場合の総資産については連結ではなく、当該企業単体での数値で決定するのが望ましいと考えられます。まずは、総資産を基準に判断すべきと考えますが、ストック面（総資産、資本の部、純資産等）のみならず、フロー面（経常利益、フリーキャッシュフロー等）も考慮して基準を検討する方法も考えられます。

また、量的な基準を作成する際に、上場規則上の適時開示における軽微

基準等を参考にする場合もあります。東京証券取引所における軽微基準の場合は、連結での基準が原則となり、連結純資産（総資産ではありません）の10%～30%を基準としています。

いずれの基準をとるとしても、「総資産の〇%」という基準になると、総資産の変動により基準が変動してしまうため、具体的な金額基準を定めることとなります。具体的な金額を設定するにあたっては、会社法に違反するリスクを回避するためにも、上記の基準よりも厳しめの基準を設定するほうが無難です。

総資産の金額を基準としたものではありませんが、動産譲渡の場合の付議基準において具体的な付議基準を回答した企業のうち、約25%の企業が1億円以上を付議基準としている¹ことも参考になると思います。

イ 質的な基準

上記(1)最一判平成6・1・20でも述べているとおり、量的な基準のほか、当該財産の保有目的、処分行為の態様、会社における従来の取扱い等の質的な基準も「重要」であるかの判断要素とされています。

たとえば、寄付金・債務免除については、その性質から通常とは異なる取扱いをすべきとする見解があります。これは、「処分行為の態様」について着目しています。寄付金は反対給付がなく、また、法人税による損金不算入の制限があることから、債務免除については反対給付がないことから、その質的な点を考慮して、量的な基準を設定すべきとされています。

具体的には、寄付金については総資産の0.01%、債務免除については総資産の0.1%を基準すべきとする見解もあります²。実務上も、当該見解を参考に、寄付金、債務免除については、別の量的な基準を設けるという運用をしている例が多いようです。

それ以外にも、質的な基準を、①財産の譲渡か、財産の譲受か、②処分・譲受の対象となっている財産の種類等（動産、不動産、無体財産、有価証券、債権譲渡等）、③取引先（返済能力をよく知るグループ会社か否か）等によって検討するという方法もあります。

上記の寄付金・債務免除以外の点について、どこまで対象行為ごとに基準を設けるかは、各社の事業内容の性質に応じて決定するのがよいでしょう。

特に会社の日常的な業務に属することに関しては、原則として「重要な」財産の処分に該当しないという見解もあります。この点も考慮して、会社の日常的な業務とはいえないものを中心に具体的な基準を定めることとなります。

(2) バスケット条項

最後に、取締役会に付議するあらゆる業務執行について、取締役会付議基準に網羅的に定めることは困難であることから、予期しない事象が発生した場合に備えて、バスケット条項も付議基準として定めることが望ましいといえます。

この点、客観的に「重要な業務執行」と判断されるものは、取締役会決議によることが会社法上求められます。したがって、付議基準も客観的なものであるのが原則であり、「その他重要な業務執行に関する事項」という内容のバスケット条項が一般的でしょう。

もっとも、この場合、バスケット条項該当性、すなわち、「重要な業務執行」についての判断権者が問題となりますが、最終的な判断権は取締役会にあることが求められます。

したがって、実務的には、代表取締役社長がバスケット条項該当性を判断するケースもあると考えられますが、バスケット条項該当性の判断プロセスを取締役会付議基準に定める場合（判断権者を記載する場合）は、上記のとおり、取締役会の判断権が排除されないことを明確にするため、「代表取締役社長が付議を提案し、取締役会が認めた事項」といった内容にすることが考えられます。

● 会社事例

会社法研究会各社の事例についてご紹介しますので、ご参考にされてください。

量的な基準

量的な基準に関しては、具体的な定め（1 億円以上など）を規定している会員がほとんどでした。

金額によって内容を定めることができる議案（資産の廃棄、訴訟提起

など）では具体的な金額基準（企業規模、議案内容などに応じて、概ね 1 億円～50 億円）を定めている例がほとんどでした。

質的な基準

- A 社：例えば、人事案件であれば、人事制度上のグレードに基づき「重要性」を判断しているほか、グループ会社間の取引についても、個別事案の付議要否の判断基準として「重要性」基準を設けています。
- B 社：一例として、付議事項「重要な規定の制定、改廃」について、経営会議規程等いくつかの規程を列挙しています。
- C 社：グループ外取引か、グループ内取引かにより、基準を変えています（グループ内取引は取締役会よりも下位の決裁にしているケースが多い）。

¹ 別冊商事法務編集部編『別冊商事法務 No.415 改正会社法下における取締役会の運営実態』（商事法務、2016）15 頁～

² 東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン〔第 2 版〕』（商事法務、2016）209 頁

【参考資料】

東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン〔第 2 版〕』（商事法務、2016）207 頁～

島田邦雄編著『取締役・取締役会の法律実務 Q&A〔第 2 版〕』（商事法務、2022）430 頁～

山田和彦ほか『取締役会付議事項の実務〔第 2 版〕』（商事法務、2016）20 頁～

別冊商事法務編集部編『別冊商事法務 No.415 改正会社法下における取締役会の運営実態』（商事法務、2016）15 頁～